品川区一般廃棄物処理基本計画について

1.目的

区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任に応じて、ごみの発生抑制に努め、ご みの減量化と資源化に取り組み、循環型社会の実現をめざす。

2. 計画期間

10年間を計画期間とし計画の前提状況に大きな変動が生じた場合など必要に応じて弾力的に計画の見直しを行う。(第三次計画は平成25年3月~令和5年3月)

3. 計画の基本方針(第三次計画)

- ○発生抑制の推進
- ○リサイクルの推進
- ○情報提供と区民参画の推進
- ○適正処理の推進

4. 計画の目標(第三次計画)

区民1人1日あたりの総排出量削減、令和4年度の資源化率31%

5. 主な取り組み (第三次計画)

- ○発生抑制によるごみの減量について、区民へは生ごみの水切りの励行促進や必要な分だけの食品購入、事業者へはごみ減量への啓発、簡易包装・詰め替え可能な商品の取り扱いなどの働きかけ。
- ○発生抑制、再使用の取り組みを行っても、排出されるごみについてはコストや 環境負荷に配慮しながら、可能な限りリサイクルを推進する。
- ○区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち行動することが 大切であり、環境学習の推進や環境情報の発信など普及啓発の充実を図る。
- ○ごみ減量や分別を実施しても、ごみとして処理しなければならないものについては、環境負荷を与えないように配慮し、適正に処理をする。

6. 第四次計画の策定に向けて

「プラスチック資源循環促進法」、「ゼロカーボン」など、時代の変化に応じた内容を盛り込み、今後10年間の新たな計画を今年度中に策定する。

品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次)

~「循環型都市しながわ」の実現~

概要版





第1章 新たな計画の策定

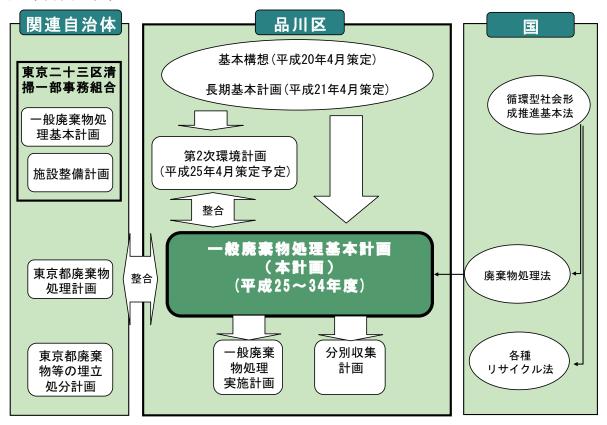
1. 計画策定の趣旨とこれまでの経緯(本編1ページ参照)

一般廃棄物処理基本計画とは、品川区が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。区では、平成20年2月改定した品川区一般廃棄物処理計画(第2次基本計画)に基づいて、清掃・リサイクル事業を推進してきましたが、関連する国の指針や東京都の計画改定および区のごみの分別変更など大きな変化があったため、品川区一般廃棄物処理基本計画を改定します。

2. 計画の位置づけと計画期間(本編3ページ参照)

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条を根拠とする、区に策定が義務づけられている法定計画であり、品川区の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。また、この計画は「品川区基本構想」に掲げる将来像や基本理念を、具体的に展開する性格を持っています。

図 本計画の位置づけ



第2章 一般廃棄物処理の現状と課題

1. 一般廃棄物の処理状況(本編12ページ参照)

家庭ごみの分別区分は、燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、粗大ごみの3分別です。 燃やすごみと陶器・ガラス・金属ごみは各戸収集方式で、収集回数は、燃やすごみが週2回、 陶器・ガラス・金属ごみが月2回です。

紙類、びん(飲食用)、缶(飲食用)、ペットボトル、汚れていないプラスチック、乾電池、 割れていない蛍光管、水銀体温計・血圧計は資源ステーション回収を、廃食用油、不用園 芸土、古着は拠点回収を行っています。

2. 一般廃棄物処理の課題(本編16ページ参照)

①人口動態に応じた施策

人口は、平成 12 年から平成 23年の間に約3.7万人増加して います。特に、単身世帯、高齢 者、外国人の割合が増加する傾 向がみられ、今後も人口増加が 見込まれるので人口動態に対応 した施策が必要です。

②集合住宅への対応

集合住宅が平成12年より平成22年の間に 45,600 世帯増加しており、集合住宅の占める割合も平成22年で8割近くになっています。

③小規模事業所への対応

多くの事業所では、区の収集 にごみを排出していると考えら れることから、ふれあい指導な どを通じて、分別の徹底を図っ ていく必要があります。

図 人口の推移

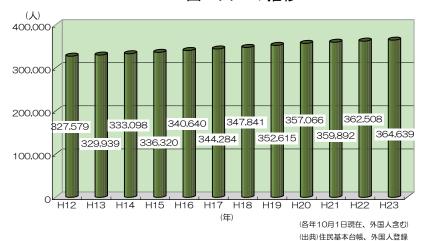
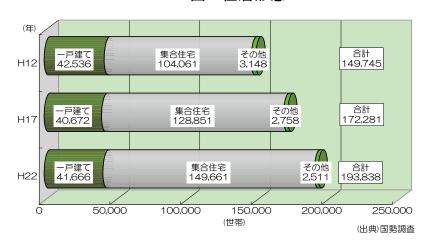


図 住居形態



④ごみ量の約半分を占める事業系ごみ

区のごみのうち事業系ごみが約半分を占めることから、事業系ごみ対策も重要です。

⑤排出原単位の高い 1 人世帯(若年層以外)の増加

燃やすごみの排出原単位は、 1人世帯(若年層以外)が最も 高く、今後、高齢化が進み単身 高齢者が増加することが予想さ れることから、ごみ量増加の要 因となると考えられます。従っ て、ごみの発生抑制を図ってい くためのきめ細かな普及啓発が 必要です。

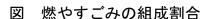


⑥ごみの中に含まれる資源化可能物

ごみに含まれる資源化できる紙類は7,616t(推定値)、その他プラスチック製容器包装は6,202t(推定値)であり、分別の徹底についてさらに啓発していく必要があります。

⑦区民満足度の向上

これまで以上に区民満足度を高めるためには、情報公開や情報提供について努めていく 必要があります。



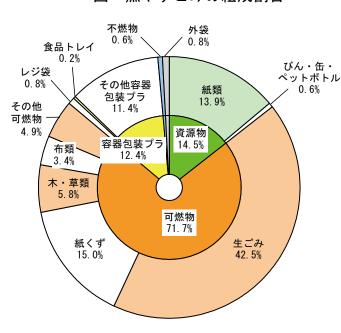
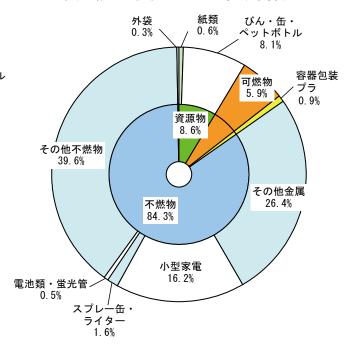


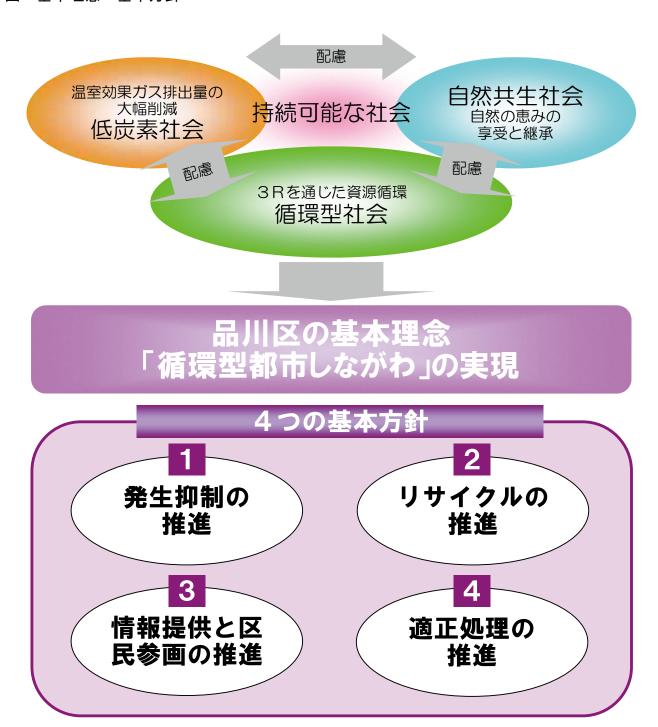
図 燃やさないごみの組成割合



第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針(本編18ページ参照)

図 基本理念・基本方針



(出典) 環境省「循環型社会への新たな挑戦」より一部変更

基本方針1 発生抑制の推進

ごみ減量については、3Rの実践が有効な手段ですが、リサイクルや再使用の前に、まずは発生抑制によりごみの量を減らすことに努めることが重要です。そのため、区は、区民・事業者に発生抑制について積極的に働きかけを行っていきます。

施策の方向性

- (1) 家庭ごみの発生抑制
- (2) 事業系ごみの発生抑制
- (3) 再使用の推進

基本方針2 リサイクルの推進

区は、発生抑制、再使用の取組みを行っても、なお、排出されるごみについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としてリサイクルを推進します。また、区民や事業者に対しては、ごみと資源の分別の徹底を啓発していきます。さらに、事業者には、自主的なリサイクルシステムを構築するよう働きかけていきます。

施策の方向性

- (1) 区民の自主的な活動の支援
- (2) 区の資源回収事業の推進
- (3) 事業系リサイクルの推進

基本方針3 情報提供と区民参画の推進

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動をすることが求められることから、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参画を推進します。

施策の方向性

- (1) 子どもを対象とした環境教育
- (2) 区民・事業者を対象とした環境教育
- (3) 環境情報の積極的な発信
- (4) 区民参画の推進

基本方針4 適正処理の推進

ごみ減量を実施してもなお、ごみとして処理をしなければならないものについては、環境負荷を与えないように配慮しながら、分別の徹底を行い、適切に処理をしていきます。

施策の方向性

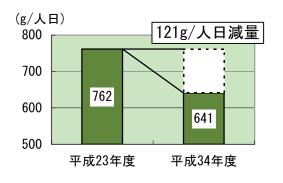
- (1)家庭ごみの適正な排出の推進
- (2) 事業系ごみの適正な排出の推進
- (3)地域における適正排出の推進
- (4) 効率的で環境負荷の少ない収集体制

2. 区民・事業者・区の役割(本編26ページ参照)

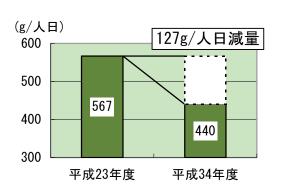
区は自ら率先してごみ減量に取り組むとともに、区民や事業者の取組みを支援し、区民・ 事業者一人ひとりには、環境問題に対する意識を高め、ごみ減量に取り組むことが求められています。

3. 数値目標(本編27ページ参照)

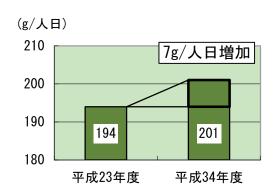
区民1人1日あたりの総排出量



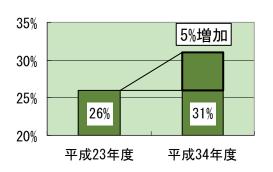
区民1人1日あたりの収集ごみ量



区民1人1日あたりの資源回収量



資源化率



4. 今後の課題(本編29ページ参照)

課題1 生ごみの資源化

生ごみを発生段階で減らすための啓発活動や、生ごみ処理機購入費助成事業のさらなる周知を図り、生ごみの減量化を進めます。

課題2 資源回収品目の拡充

小型家電リサイクル法や容器包装リサイクル法の動向などを注視しながら、区民の要望、ごみの減量効果、費用対効果、中間処理施設の確保などを勘案して新たな回収品目について検討します。なお、小型家電については、平成25年10月より拠点で回収する予定です。

課題3 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化について、その仕組みや想定される課題への対応、区民への周知 方法等の検討を進めていきます。

課題4 地域との連携強化

廃棄物減量等推進員や町会・自治会等との情報交換を推進するため、積極的に地域への情報発信を行うなどその連携強化の仕組みづくりを検討していきます。

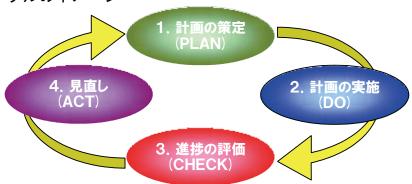
課題5 国への要望

国からの財政支援や、事業者と自治体の役割分担の見直しなど、自治体の負担が軽減する措置をとるよう、国に対して要望を行っていきます。

第4章 一般廃棄物処理の点検・見直し・評価 (本編31ページ参照)

本計画の目標の達成状況を管理するため、事業の点検・見直し・評価を行う仕組みとして、計画の策定 (PLAN)、計画の実施 (DO)、進捗の評価 (CHECK)、見直し (ACT)、の4段階を繰り返す「PDCAサイクル」を導入します。

図 PDCAサイクルのイメージ



第5章 生活排水処理基本計画(本編32ページ参照)

- (1) 下水道接続の促進
- (2) し尿等の適正処理
- (3) 浄化槽の適正管理

品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次) 概要版

発 行:平成25年3月

品川区清掃事務所

〒141-0032 品川区大崎 1-14-1 電話 03-3490-7705